

障害福祉サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社あおばが開設する「あおばケアサービス」(以下『事業所』という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定居宅介護事業(以下『事業』という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あおばケアサービス
- (2) 所在地 茨城県日立市金沢町一丁目10番10号

(営業日及び営業時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日、但し、土曜・日曜・祝祭日及び8/13～8/14 12/29～1/3を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間365日、常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 時間外のサービス提供については利用者の相談に応じて対応可能とする。

(運営の方針)

第4条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護、その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- 2 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市区町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行うものとする。
- 4 前3項のほか、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定居宅介護等の内容)

第5条 事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護計画の作成
- 2 身体介護に関する内容
1 食事の介護 2 排泄の介護 3 入浴の介護 4 通院介助(身体介護を伴う場合) 5 その他日常生活を営むために必要な介護
- 3 家事援助等に関する内容
1 調理 2 洗濯 3 掃除 4 通院介助(身体介護を伴わない場合) 5 その他日常生活を営むために必要な家事的介護
- 4 生活等に関する相談及び助言
- 5 その他の生活全般にわたる援助

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 6名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係わる調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成を行う。
- (3) 訪問介護員等 10名以上
訪問介護員等は、サービスの提供を行う。なお、訪問介護員等は介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者、又は一定の研修受講者とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

- 居宅介護
- ・身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - ・知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - ・障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
 - ・精神障害者(18歳未満の者を含む)
 - ・難病等対象者

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から市区町村が定める基準に基づく利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額その他、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において、指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いを利用者から徴収することができる。また、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域境界を越えた地点から、1 km 5 0 円

4 事業所は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に関わる領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

5 事業所は第三項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定通知者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は日立市、常陸太田市、東海村、高萩市、那珂市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置（責任者：大竹成子）

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(従業者の研修)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(その他運営についての重要事項)

第14条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当記録の完結の日から5年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社あおばと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月27日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月30日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。